

母子世帯の生活状況とその施策¹⁾

濱 本 知寿香

I はじめに

わが国の母子世帯の特徴として、諸外国と比べても就業率は以前から高い、けれども低所得であることはすでに知られている。しかし、現在、日本の母子世帯の施策は、児童扶養手当中心の支援から就業・自立に向けた総合的支援へ転換させて経済的支援を削減しようとしている。

母子世帯は就労しているのになぜ低所得であるのかについては、女性の結婚・出産による退職、その後再就職というライフコース、常勤とパートの間の賃金格差などの労働市場の問題があり、「母子世帯にきわめて特有のものというよりは、一般の女性の持つ問題と類似」し、「比較的若い時期に安定した正社員の仕事につけるかどうかが収入の確保には重要である」こと、「母子世帯は同じ学歴や企業規模に雇用されていて、同じ就業形態に従事している有子有配偶女性よりも有意に賃金が高い傾向が見られる」(永瀬 2003, p. 287, p. 252, p. 286) ことが明らかになっている。

このような現状を考えると、現代の社会においては「低所得」に限って言えば、その問題を解決するには早期の常勤での就職を推進することが求められる。しかし、現行の施策は、母子世帯になった「後」の就業支援策を推進し、そして、同時にというよりその効果が検証される前に経済的支援を削減しようとしている。これでは、これまでの低所得をはじめとした母子世帯がかかえる諸問題の解決は望めない。むしろ悪化の可能性がある。「自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家

庭等対策の推進」はもちろん大切であり、そうした方向に進むことは重要である。しかしそれ以前に、その施策が母子世帯にとって有効な施策となるためには、金銭的・非金銭的現状、また母子世帯となることによる変化を十分に把握し、そこで生じている問題をさまざまな角度から明らかにし、そのうえで、どの時点でどのように自立・就業支援策を推進していくのかをまず考える必要がある。

こうした背景から、本稿では母子世帯となる前後について、就業、所得、生活様式等の実態、とくにその変化を、家計経済研究所実施の「消費生活に関するパネル調査」(以下、パネル調査)を利用して明らかにし、実効性のある「総合的」施策に向けての可能性を探っていきたい。

構成は以下のとおりである。IIでは、母子福祉施策について、とくに最近の動向を中心みていく。IIIでは、母子世帯の就労状況や経済状況を、「国勢調査」(総務省)、「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)で把握しておく。IVでは、パネル調査から母子世帯の実態、変化を明らかにすることにより、Vで今後の母子世帯施策に向けた提言をする。

II 母子福祉施策の変遷

母子世帯に対する所得保障として、死別母子世帯に対して遺族年金、この遺族年金の対象にならない母子世帯、つまり主に生別母子世帯(親の離婚等による母子世帯)には児童扶養手当、これらの給付や就労収入でも困窮する世帯に対しては生活保護などがある。このうち、ここでは児童扶養

手当制度に加え、自立・就業支援策について最近の動向について簡単にみておく²⁾。

児童扶養手当制度は、1962 年の制定後、1985 年改正で所得制限による全部支給と一部支給の 2 段階制の導入に続き、2002 年では以下の 3 点が改定されている。(1)これまでの 2 段階制での支給額により、就業収入と支給額の合計でみると逆転現象が生じていた問題を解決するために、一部支給の部分は 10 円きざみの額になるように改められた。また、所得限度額は全部支給で引き下げられ、一部支給では引き上げられた。(2)「所得」の算出方法が変更され、これまでには、養育費は児童扶養手当の支給対象「所得」とみなされなかつたが、受け取った金品の金額の 80% が「所得」として扱われるようになった。また、収入から「所得」を求めるときに、従来は控除されていた寡婦控除、寡婦特別加算が控除されないことにになった。(3)2002 年の児童扶養手当法改正の施行(2003 年 4 月)後、受給期間が 5 年を超える場合に支給額の最大 2 分の 1 を減額するという見直しを、2008 年度を目途に規定しようとしている。

自立・就業支援策³⁾については、2002 年の母子及び寡婦福祉法の改正を機に児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ転換され、(1)子育てと生活支援、(2)就業支援、(3)養育費の確保、(4)経済的支援の 4 つの柱から構成されている。具体的には、(1)には、保育所の優先入所の法定化、ホームヘルパーを派遣して子育て、生活支援をする日常生活支援事業の拡充などがあげられ、(2)には、母子世帯の就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進、自立支援教育訓練給付や母子家庭高等技能訓練促進費など母子家庭自立支援給付金事業があげられている。(3)については⁴⁾、養育費支払いの努力義務の法定化、法律相談事業の実施、民事執行制度改革による履行確保の推進があげられ、2004 年には、養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」が作成されている。(4)には、母子寡婦福祉資金の貸付

の拡充、児童扶養手当の支給があげられている。

III 母子世帯の実態

1 母子世帯数の推移

「国勢調査」と「全国母子世帯等調査」による理由別母子世帯数の推移は図 1-1、図 1-2 のとおりである。ただし、母子世帯の定義が両調査で異なり、「国勢調査」では、「未婚⁵⁾、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）」であるのに対し、「全国母子世帯等調査」では、「父のいない児童（満 20 歳未満の子どももあって、未婚のもの）がその母⁶⁾によって養育されている世帯」で、親と同居している母子世帯も含まれている⁷⁾。

最新データでみると、母子世帯の総数は、「国勢調査」（2000 年）では 62 万 5,904 世帯、「全国母子世帯等調査」（2003 年度）では 122 万 5,400 世帯で、母子世帯の対象、調査年が一致していないことから両調査の数値は大きく異なる。しかし、「国勢調査」では 1990 年から 1995 年にかけて 0.6% の減少、1995 年から 2000 年にかけては 18.2% の著しい増加がみられ、「全国母子世帯等調査」では 1988 年度から 1993 年度にかけて 7.0% の減少後、1993 年度から 1998 年度には 20.9%，1998 年度から 2003 年度には 28.3% の大きな増加がみられ、ともに 1990 年代初めの時期に総数の減少がみられた。ただし、生別母子世帯

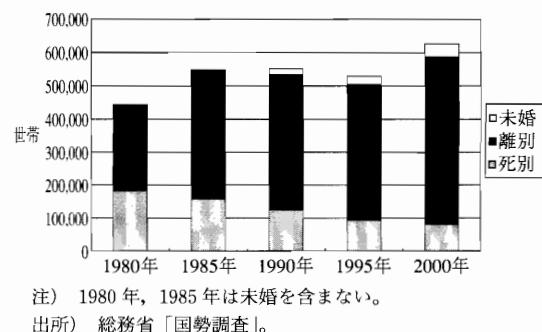
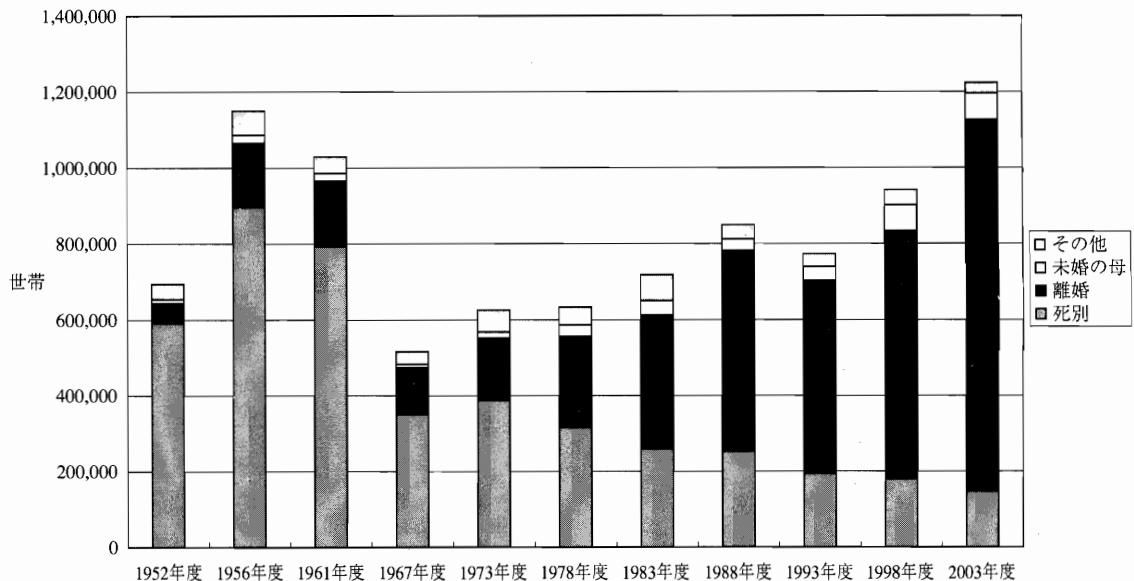


図 1-1 理由別にみた母子世帯数の推移（「国勢調査」）



出所）厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図 1-2 理由別にみた母子世帯数の推移（「全国母子世帯等調査」）

は、「国勢調査」では 1980 年以降一貫して増加しているのに対し、「全国母子世帯等調査」では総数が減少した 1988 年度から 1993 年度にかけて 3.1% 減少している。生別母子世帯が母子世帯全体に占める割合は、「国勢調査」(2000 年) では 87.2%，「全国母子世帯等調査」(2003 年度) では 87.8% で、この割合は両調査とも一貫して増加している。「全国母子世帯等調査」によると、生別母子世帯が死別母子世帯の数を上回ったのは 1978 年度である。

2 母子世帯になった時点の母の年齢、末子年齢

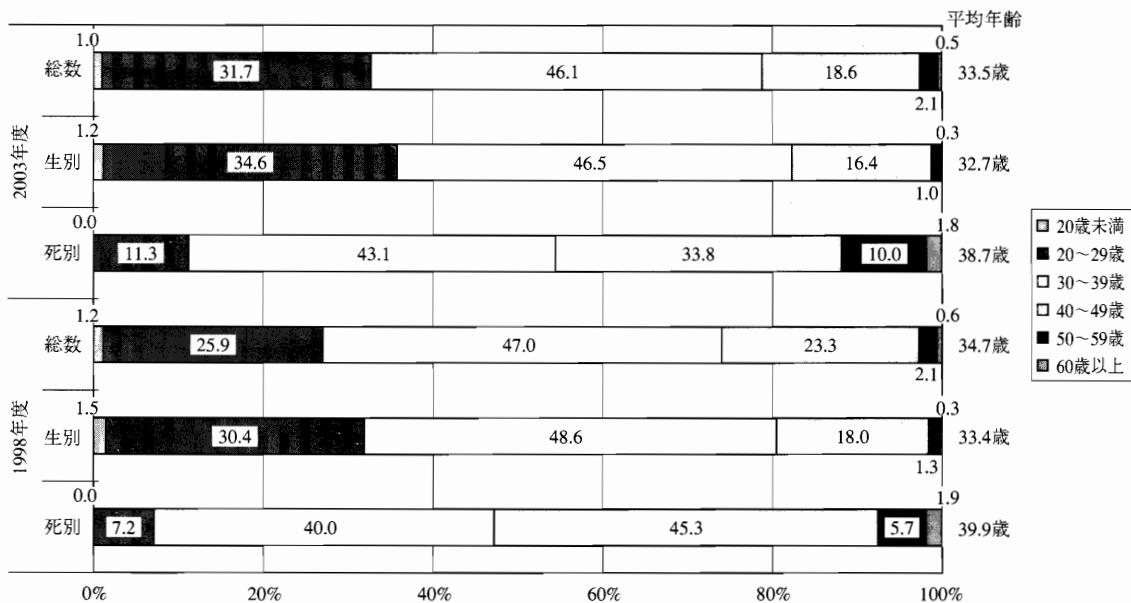
「国勢調査」、「全国母子世帯等調査」とも調査時点の母の年齢、末子年齢は示されているが、母子世帯になった時点については「国勢調査」では調査されていない。1998 年度からこれらの結果が公表されている「全国母子世帯等調査」によると、図 2-1 のように、母子世帯になった時の母の平均年齢は、総数でみた場合、1998 年度が 34.7 歳、2003 年度が 33.5 歳で 2003 年度のほうが若く、両年度とも 30 代が約半数を占めている⁸⁾。また、死別母子世帯よりも生別母子世帯のほうが

若い。

母子世帯になった時の末子年齢は図 2-2 のとおり、1998 年度は総数でみると、0~2 歳が 34.5% で、3~5 歳が 23.7%，2003 年度は 0~2 歳がさらに増加して、それぞれ 40.7%，23.3% である。母子世帯になった時点で未就学児童をもつ世帯は 58.2%，64.0% と 6 割前後を占めている。末子年齢の平均値も低く、1998 年度は 5.4 歳、2003 年度は 4.8 歳となっている。生別母子世帯と死別母子世帯では前者のほうが平均年齢は低い。両世帯とも 1998 年度と 2003 年度を比べると 2003 年度のほうが末子の平均年齢が低下し、とくに死別母子世帯では 0~2 歳が 14.8% から 27.0% に増加している。

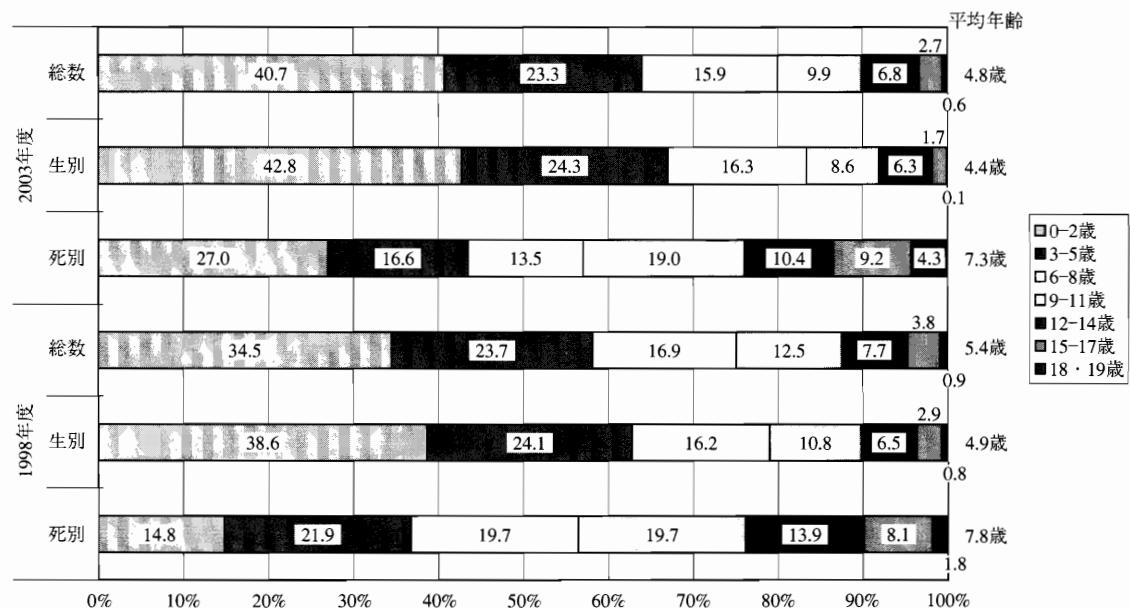
3 経済状況、就業状況

母子世帯の年間収入は、「全国母子世帯等調査」(2003 年度) によると、2002 年度の平均は 212 万円で、一般世帯を 100 とするとわずか 36.0 にすぎないことが報告されている。平均年間収入が公表されている 1978 年度以降をみると、1978 年度は 46.4、1983 年度は 45.0、1988 年度は 39.4、



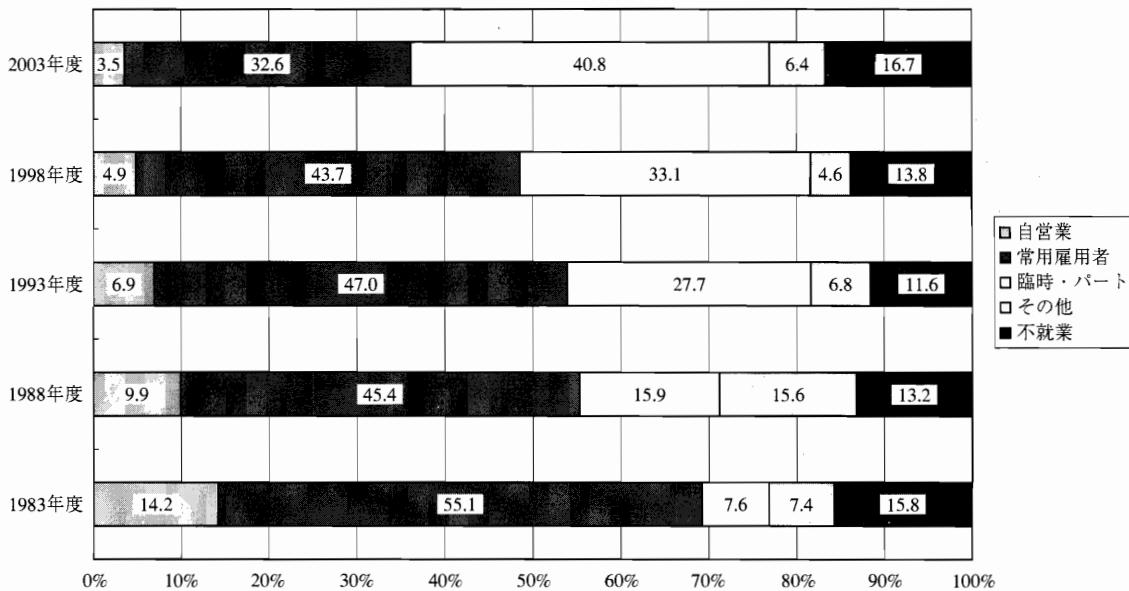
出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図 2-1 母子世帯になった時の母の年齢



出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図 2-2 母子世帯になった時の末子年齢



出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」。

図3 母の就業状況

1993年度は33.2、1998年度は34.8、2003年度は36.0で、1998年度以降わずかに上昇しているが全体的には低下傾向にある。しかし、世帯人員を考慮して1人あたりでみると⁹⁾、それぞれ、51.7、48.8、40.9、34.3、31.0、29.6で一貫して低下して現在は30%以下と一段と低くなっている。

しかし就業率は高く、「全国母子世帯等調査」によると、就業状態の区分がほぼ一致している1983年以降を示した図3をみると、就業率は85%前後で高い¹⁰⁾。ただし、2003年度の就業率は83.3%で、「全国母子世帯等調査」が開始されてから(図3で示していない年度も含めて)最も低い値となっている。また、1983年度以降をみると、常勤の人は半数を占めていたものが約3割に低下し、パートが1割未満から4割へと一貫して増加し、2003年度ではパートの割合のほうが高くなっている。

以上のように2003年度は、それ以前の調査時点と比べて母子世帯の世帯人員一人あたり年間収入が一般世帯に比べてさらに低くなり、就業率が

低くなって常勤よりもパートの割合が増加していることから、母子世帯は経済状況も就業状況も近年悪化していることが明らかである。

IV パネル調査からみた母子世帯

1 分析対象者

家計経済研究所のパネル調査は、全国の女性を対象に、同一人物に毎年10月に継続して調査を行っている。1993年には24~34歳の1500人で調査を開始し、その後1997年には24~27歳の女性500人、2003年には24~27歳の女性836人を追加している¹¹⁾。

本稿では、親と同居している世帯を含む、母親と20歳未満の子どもからなる世帯を母子世帯とし、「母子世帯前年」(ただし、母子世帯となる直前の人から1年前の人まで含まれる)からたどれる人を対象とした。その後、再婚した人やパネル調査への回答を拒否した人もいるため、母子世帯前年と母子世帯1年目しか得られない人もいる。前年から1年目が把握できる人は95人であるが、

2年目までは64人、3年目までは52人と把握できる数が少なくなっている¹²⁾。

母子世帯1年目の本人の平均年齢は、34.7±4.79歳、末子の平均年齢は6.8±4.84歳、親と同居している世帯は33.7%である。パネル調査の対象となる人は24歳以降で、しかも本稿ではパネル調査対象後に母子世帯になった人を分析対象としているため、母子世帯1年目時点の未就学の子どもも、0歳が4.2%、1~3歳が26.3%、4歳以上で未就学が16.8%で、あわせて47.3%と半数を占めているが、「全国母子世帯等調査」よりもこの値は低く、本人平均年齢、末子平均年齢とも高くなっている。

2 就業状況の変化

母子世帯前年、母子世帯1年目、母子世帯2年目の3時点の就業状況とその変化についてここではみていく。

各時点の就業状況を示した図4をみると、常勤は、母子世帯前年が20.6%，その後1年目が34.9%，2年目が42.9%で常勤の仕事に就く人が増加している。パートについては、母子世帯前年

の31.7%から1年目は46.0%に増加し、2年目には減少して34.9%となっている。これらに自営業をあわせると、就業している人は母子世帯前年で55.6%，1年目で82.5%と増加し、その後2年目で79.4%と減少している。ただし、一度就業した人は継続しているのではなく、この中には無職になった人もいる。こうした変化を示したものが表1¹³⁾である。

母子世帯前年に常勤あるいはパートの人の母子世帯1年目、2年目をみると、母子世帯になった後に無職になる人、その後も無職化する人はほとんどない。また、職業移動する人も少なく、移動した場合はパートから常勤への移動となっている。母子世帯前年から2年目まで常勤継続した11人の末子年齢をみると、1~3歳が4人、4歳以上で未就学が5人、小学1~3年が2人で、子どもが幼くても常勤を継続していることもわかる。

これに対し、母子世帯前年に無職であった人は職業移動が多い。一度就業して無職化する人も多く、母子世帯2年目でも無職を継続する人が多い。また、母子世帯2年目で常勤となる人は25%（28人中7人）で、母子世帯前年にパートであった人

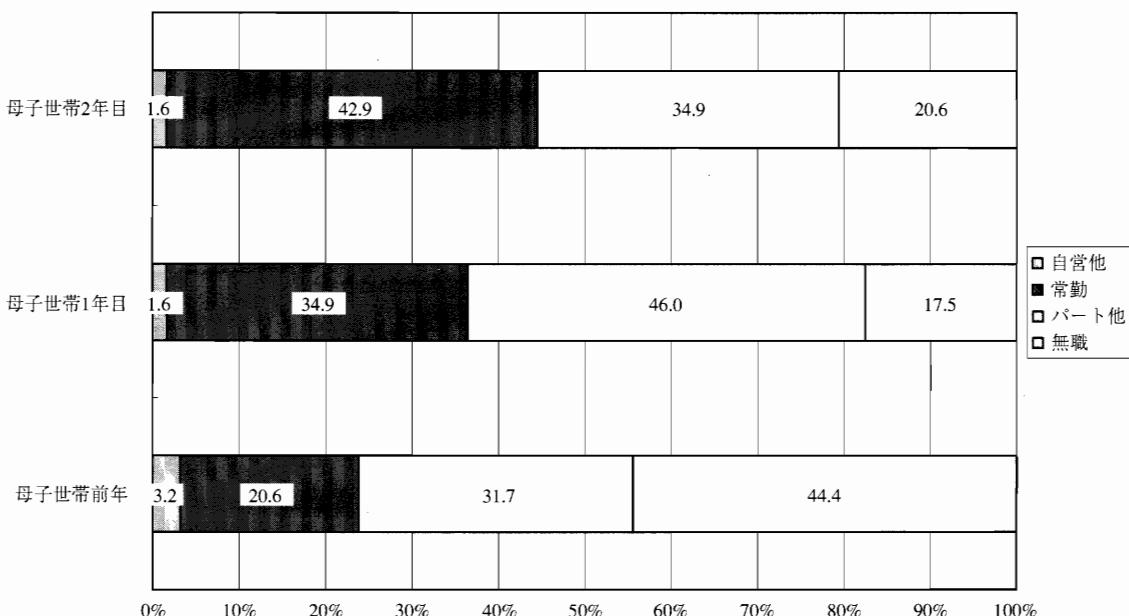


図4 母子世帯前後の就業状況 (N=63)

表1 母子世帯前年から2年目の就業状況変化

| 母子世帯前年 | 母子世帯1年目 | 母子世帯2年目 |
|--------|---------|---------|
| 常勤 | 常勤 | 常勤 11 |
| | | パート 1 |
| | | 無職 0 |
| | パート | 常勤 0 |
| | | パート 1 |
| | | 無職 0 |
| | 無職 | 常勤 0 |
| | | パート 0 |
| | | 無職 0 |
| パート | 常勤 | 常勤 4 |
| | | パート 0 |
| | | 無職 0 |
| | パート | 常勤 4 |
| | | パート 11 |
| | | 無職 1 |
| | 無職 | 常勤 0 |
| | | パート 0 |
| | | 無職 0 |
| 無職 | 常勤 | 常勤 4 |
| | | パート 0 |
| | | 無職 1 |
| | パート | 常勤 2 |
| | | パート 7 |
| | | 無職 3 |
| | 無職 | 常勤 1 |
| | | パート 2 |
| | | 無職 8 |

注) 自営業はこの表に掲載していない。

の40%（20人中8人）に比べ少ない。なお、母子世帯前年に無職であった人には、3歳以下の子どもがいる、あるいは本人の年齢が高い人が多く含まれている。このうち、3歳以下の子どもがいる12人のうち母子世帯2年目まで無職を継続した人は2人（16.7%）にすぎない。しかも、これらの人の中に将来仕事につくことを「考えていない」人はいない。しかし、1年目に就業した場合でも2年目に無職になっている人もおり、就業継

続しているともいえない。これに対し、母子世帯1年目に35歳以上の年齢であった10人については、母子世帯2年目まで無職を継続した人は6人（60%）が多い。ただ、このうち働くことを「考えていない」人は1人にすぎず¹⁴⁾、4人は「すぐにでも仕事をしたい」、1人は「2~3年後には仕事をしたい」と回答している。

このように、母子世帯前年で就労している人は、母子世帯となってからも幼い子どもを持ちながらも就業継続しているのに対し、無職であった人は、新規に就業する人もいれば無職化するという就業移動が多い。無職の人は母子世帯になって新規に就業すること、その後継続就業することが難しいといえるであろう。とくに母子世帯前年に年齢が高いと就業したくてもその後も就業できないという現状にある。

3 経済状況の変化

経済状況については、母子世帯となる前後、母子世帯後の変化を、生活保護制度における最低生活費を利用して貧困倍率¹⁵⁾を算出してみていく。

(1) 母子世帯前後の経済状況の変化(表2)

母子世帯前年に貧困倍率が1.0未満の貧困世帯の割合は29.6%（貧困倍率は 1.38 ± 0.80 ）、母子世帯1年目には77.8%（貧困倍率は 0.78 ± 0.79 ）で、母子世帯となることで貧困になる世帯が著しく増加している¹⁶⁾。

表2で示したように、母子世帯になることで生活水準が上昇した人は11.1%，低下した人は88.9%で、9割の人が低下している。貧困倍率が1.0未満（「下」）か、1.0以上（「上」）かでみると、母子世帯前後とともに上（「上上」）の人は22.2%，上から下（「上下」）となり貧困世帯となった人は48.1%と半数を占めている。母子世帯前後とも下（「下下」）の人は29.6%で3割を占めているが、このうち母子世帯となることでさらに生活水準が下がった人が81.2%もいる。また、母子世帯となることで貧困世帯となった人（「上下」）の69.2%がこれまでの半分以下の生活水準になり、母子世帯以前から貧困世帯で生活水準が低く、それを継続した人（「下下」）の31.3%が、さらにこ

表2 母子世帯前後の経済状況の変化

| | | 上昇 11.1% | 低下 88.9% | | | | |
|-----------|--------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|----------------|-------|
| | | | 75%以上 低下 | 75%低下～ 50%低下 | 50%低下～ 25%低下 | 25%低下～ 変化なし | |
| 上上 | 22.2% | 25.0% | 75.0% | 0.0% | 16.7% | 50.0% | 8.3% |
| 上下 | 48.1% | 0.0% | 100.0% | 34.6% | 34.6% | 19.2% | 11.5% |
| 下下 | 29.6% | 18.8% | 81.2% | 18.8% | 12.5% | 25.0% | 25.0% |
| 合計 (N=54) | 100.0% | | | | | | |

表3 母子世帯前後の貧困倍率の変化

| | | 母子世帯 1年目 | | | | |
|------------|-------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-----------------|
| | | 0.5未満 | 0.5以上 1.0未満 | 1.0以上 1.5未満 | 1.5以上 | 合計 |
| 母子世帯 前年 | 0.5未満 | 25.0% 1.9% | 75.0% 5.6% | 0.0% 0.0% | 0.0% 0.0% | 100.0% 7.4% |
| | 0.5以上 1.0未満 | 58.3% 13.0% | 41.7% 9.3% | 0.0% 0.0% | 0.0% 0.0% | 100.0% 22.2% |
| | 1.0以上 1.5未満 | 42.1% 14.8% | 47.4% 16.7% | 10.5% 3.7% | 0.0% 0.0% | 100.0% 35.2% |
| | 1.5以上 | 21.1% 7.4% | 26.3% 9.3% | 31.6% 11.1% | 21.1% 7.4% | 100.0% 35.2% |
| | 合計 | 37.0% | 40.7% | 14.8% | 7.4% | 100.0% |

注) 上段は横計%, 下段は総数計%。

表4 母子世帯前年の就業状況別にみた母子世帯前後の経済状況の変化

| | | 貧困倍率 1.0未満(下)と 1.0以上(上)の間の移動 | | | | 貧困倍率の増減率 | | | | | |
|--------------------|------|---------------------------------|-------|-------|--------|-------------|-----------------|-----------------|----------------|-------|--------|
| | | 上上 | 上下 | 下下 | 合計 | 75%以上 低下 | 75%低下～ 50%低下 | 50%低下～ 25%低下 | 25%低下～ 変化なし | 上昇 | 合計 |
| 母子世帯 前年就業 状況 | 常勤 | 50.0% | 25.0% | 25.0% | 100.0% | 8.3% | 16.7% | 58.3% | 8.3% | 8.3% | 100.0% |
| | パート他 | 16.7% | 44.4% | 38.9% | 100.0% | 33.3% | 27.8% | 16.7% | 11.1% | 11.1% | 100.0% |
| | 無職 | 12.5% | 62.5% | 25.0% | 100.0% | 20.8% | 25.0% | 20.8% | 20.8% | 12.5% | 100.0% |
| | 合計 | 22.2% | 48.1% | 29.6% | 100.0% | 22.2% | 24.1% | 27.8% | 14.8% | 11.1% | 100.0% |

これまでの半分以下の生活水準となっており、母子世帯となることで生活水準の変化(低下)がいかに大きいかがわかる。これは、母子世帯前後の貧困倍率移動変化を示した表3から、全体の22.2(=14.8+7.4)%は、母子世帯前は貧困ではなかったが、母子世帯となることで貧困基準の半分以下で生活を送るという経験をしていることからも

確認できる。

なお、前節でみた母子世帯前の就業状況別に母子世帯前後の経済状況変化をみると、表4のように、母子世帯前年に常勤の人は母子世帯となっても半数は貧困を経験しておらず、パートや無職の85%前後よりも低い。ただし、母子世帯前の水準を維持できず、9割以上の人人が生活水準低下を経

験している。しかし、ここでも母子世帯前年に常勤である場合は50%以上の大きな水準の低下をする人は25.0%で、パートの61.1%や無職の45.8%よりも少ない。

このように、母子世帯となることで生活水準が下がる人が単に多いだけでなく、その低下率も大きいことが示された。この低下を少しでも防ぐことに重点をおいた支援策が必要である。母子世帯前に常勤であると低下が緩和されていることから、就業施策は重要な施策として位置づけられるであろう。

(2) 母子世帯後の経済状況の変化

母子世帯後の経済状況の変化を見るために、母子世帯1年目から3年目の貧困倍率が把握できる人をここでは対象にする¹⁷⁾。母子世帯の1年目から3年目の母子世帯の生活を通じて貧困倍率が上昇した人は50.0%，低下した人は50.0%で、(1)でみたように母子世帯となってからは9割が下がったが、その後にも半数の人が低下している。

表5に示したように、貧困倍率が1.0未満の貧困世帯の割合は母子世帯1年目、2年目、3年目とも68.2%である¹⁸⁾。貧困倍率の平均値でみると、母子世帯1年目から3年目にかけて0.85, 0.86, 0.91と上昇しているが、母子世帯3年目でもまだ貧困倍率の平均値は1.0未満である。また、貧困倍率が1.0未満か以上かでその変化をたどると、「下下下」が63.6%でもっとも多く、「上上上」は27.3%，上下の移動をする人は9%で1割に満たない。1年目から3年目を通じて貧困基準収入以上で居続ける人もいれば、一方で貧困を継続する人も多く、母子世帯後は貧困かそうでないかで固定化している。

母子世帯1年目から3年目にかけての就業状況変化別に貧困世帯の割合と貧困倍率の平均値をみると、母子世帯1年目から3年目を通じて常勤を継続した人は、貧困世帯の割合は母子世帯1年目から3年目にかけて低下し、貧困倍率は母子世帯2年目に1.0を超えて貧困から脱出し、3年目もそれを継続しているのに対し、母子世帯3年目までに、つまり母子世帯になってしばらくしてから

表5 母子世帯1年目から3年目までの経済状況の変化

| | | 母子世帯 1年目 | 母子世帯 2年目 | 母子世帯 3年目 |
|----------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 全体 | 貧困世帯 | 68.2% | 68.2% | 68.2% |
| | 貧困倍率平均値 | 0.85 | 0.86 | 0.91 |
| | 標準偏差 | 0.55 | 0.49 | 0.54 |
| 常勤継続 | 貧困世帯 | 50.0% | 33.3% | 33.3% |
| | 貧困倍率平均値 | 0.87 | 1.20 | 1.24 |
| | 標準偏差 | 0.45 | 0.51 | 0.54 |
| 母子世帯3年目までに常勤 | 貧困世帯 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 貧困倍率平均値 | 0.68 | 0.69 | 0.69 |
| | 標準偏差 | 0.05 | 0.04 | 0.13 |
| パート継続 | 貧困世帯 | 75.0% | 75.0% | 75.0% |
| | 貧困倍率平均値 | 0.91 | 0.73 | 0.76 |
| | 標準偏差 | 0.75 | 0.46 | 0.43 |
| 貧困倍率1.0未満(下)と1.0以上(上)の間の移動 | | 上上上 | 27.3% | |
| | | 上下下 | 4.5% | |
| | | 下上上 | 4.5% | |
| | | 下下下 | 63.6% | |
| | | 計(N=22) | 100.0% | |

常勤となった人は3年目でも貧困倍率が1.0以上に達していない。また、パートを継続した人については1年目から3年目を通じて貧困世帯の割合に変化はなく、貧困倍率が1.0を超えていない。

このように、母子世帯になっていずれ常勤として働くのではなく、早期に常勤に就いて継続することで生活水準の低下は緩和されること、パートで継続しても母子世帯後に陥った貧困からの脱出は難しいことも示された。

4 生活様式等の変化

母子世帯になることで、所得や就業だけでなく、これまでの生活様式が維持できなくなる。また、友人関係や子育てのネットワーク、健康面も変化することになる。貧困を標準的な生活様式から剥奪されるという点からとらえ、この剥奪に関する調査や剥奪指標を開発する研究がこれまでにわが国でも行われている¹⁹⁾。パネル調査はそれを目的

にした調査でないが、耐久消費財や社会関係についての質問項目もある²⁰⁾ため、母子世帯前後の変化を生活様式等の変化からもとらえ、こうした状況が起こっていないかみてみたい。

ここで選んだ項目はクレジットカード、エアコン、テレビ、車、パソコンの保有状況、心を打ち明けられる友人数、健康状態²¹⁾である。これらの項目に加え、子どもの最終進学目標をたずねた項目、子どもの世話をする人、子育ての相談ができる人の有無をたずねた項目²²⁾を選び、これらについては、調査年の制約から、2002年から2004年にかけて回答が得られた有子有配偶継続世帯と母子継続世帯（ともに末子年齢は20歳未満）の間の差をみると、母子世帯になることにより生活様式などに変化をもたらすかを探ってみた。

表6は、以上の項目についての母子世帯前後の変化、あるいは母子継続世帯と有子有配偶継続世帯との差を示したものである。クレジットカードの保有、耐久消費財の保有については、母子世帯となることで保有していない人が増加し、母子世帯2年目で少し減少しているものの母子世帯前年の保有率にまで戻っていない。心が打ち明けられる友人数については、母子世帯となることで減少し、その後は母子世帯前の水準に戻っておらず、社会関係において剝奪されるような変化があることがうかがえる結果となっている。

健康状態については、母子世帯前年に「とても健康」は14.3%、「まあまあ健康」は21.4%でこれらをあわせると35.7%であるのに対し、母子世帯1年目にはそれぞれ10.7%，17.9%で28.6%に減少している。これについては、2002年から2004年まで有子有配偶を継続した世帯と母子を継続した世帯との比較もしておくと（表7）²³⁾、2002年から2004年まで、「とても健康」、「まあまあ健康」には有配偶継続世帯と母子継続世帯で差はみられないが、「あまり健康ではない」、これに「まったく健康ではない」をあわせた「健康ではない」をみると一貫して母子継続世帯のほうが高くなっている。母子世帯となることで健康を害し、その後の母子世帯の生活でも同じ

世代の有子有配偶女性よりも健康がすぐれない状態が続いていると考えられる。

有子有配偶継続世帯と母子継続世帯別にみた表7のうち、子どもの最終進学目標については、有子有配偶継続世帯は、定評のある4年制大学に39.0%が進学させたいと考えているのに対し、母子継続世帯は10.3%にすぎず、「どこの大学でもよいから、大学（4年制）」を加えた4年制大学でみると、有子有配偶継続世帯の61.0%に対し、母子継続世帯は27.5%で半分以下となっている。それに代わり、「専門学校に進学させたい」や「高校までは進学させたい」が母子継続世帯に多く、子どもの教育は高校までと考えている人が44.8%で全体のほぼ半数となっている。このように、子どもの最終進学に対する目標が有子有配偶継続世帯と母子継続世帯で異なっている。

子どもの世話をしてくれる人、育児や子育てについて相談できる人については、有子有配偶継続世帯に比べ、母子継続世帯は「いない」と回答する人がともに多く、世話をしてくれる人がいない割合はそれぞれ6.0%，17.5%，相談できる人がいない割合は、1.9%，7.5%となっている。また、育児や子育てについて相談できる「近所の人」がいない人は有子有配偶継続世帯が77.7%に対し、母子継続世帯は85.0%で、子育てをするうえでの社会関係について母子世帯のほうが剝奪されている結果となっている。

表6の各項目には、母子世帯前年から母子世帯2年目までの就業状況のうち、常勤継続、パート継続、無職継続の人をとりあげ、母子世帯前後の生活様式等の変化も示した。常勤継続の人は貧困倍率の変化が母子世帯のなかでは比較的小さかったが、母子世帯となることで住居移動をともなうことによって携帯電話以外の耐久消費財は母子世帯後保有していない人が増加し、2年目で保有しない人が低下するものもあれば、エアコンやパソコンのように2年目でも変化しないものもある。また、クレジットカードを保有しない人は母子世帯となることで増加し、2年後も変化していない。このように、常勤継続の人は所得では変化は小さくてもこれまで保有していた耐久消費財を持つこ

表6 母子世帯前後の生活様式の変化

| | | 母子世帯前年 | 母子世帯1年目 | 母子世帯2年目 |
|-------------|--------------|------------|-----------|-----------|
| クレジットなしの割合 | 全体 (N=63) | 30.2% | 44.4% | 39.7% |
| | 常勤継続 (N=11) | 27.3% | 45.5% | 45.5% |
| | パート継続 (N=10) | 20.0% | 40.0% | 40.0% |
| | 無職継続 (N=8) | 25.0% | 25.0% | 25.0% |
| エアコンなしの割合 | 全体 (N=63) | 17.5% | 30.2% | 28.6% |
| | 常勤継続 (N=11) | 18.2% | 36.4% | 36.4% |
| | パート継続 (N=10) | 20.0% | 20.0% | 10.0% |
| | 無職継続 (N=8) | 25.0% | 25.0% | 25.0% |
| テレビなしの割合 | 全体 (N=64) | 0.0% | 7.8% | 3.1% |
| | 常勤継続 (N=11) | 0.0% | 9.1% | 0.0% |
| | パート継続 (N=10) | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | 無職継続 (N=8) | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 車なしの割合 | 全体 (N=64) | 6.3% | 34.4% | 23.4% |
| | 常勤継続 (N=11) | 0.0% | 18.2% | 9.1% |
| | パート継続 (N=10) | 0.0% | 40.0% | 30.0% |
| | 無職継続 (N=8) | 12.5% | 50.0% | 37.5% |
| パソコンなしの割合 | 全体 (N=59) | 67.8% | 83.1% | 78.0% |
| | 常勤継続 (N=11) | 72.7% | 90.9% | 90.9% |
| | パート継続 (N=9) | 77.8% | 88.9% | 66.7% |
| | 無職継続 (N=8) | 50.0% | 75.0% | 75.0% |
| 携帯電話なしの割合 | 全体 (N=59) | 16.9% | 28.8% | 20.3% |
| | 常勤継続 (N=11) | 36.4% | 36.4% | 27.3% |
| | パート継続 (N=9) | 22.2% | 33.3% | 22.2% |
| | 無職継続 (N=8) | 25.0% | 37.5% | 37.5% |
| 心を打ち明けられる友人 | 全体 (N=44) | 6.27±12.14 | 4.89±4.96 | 4.66±5.26 |
| | 常勤継続 (N=6) | 2.50±0.81 | 3.17±0.83 | 3.00±0.58 |
| | パート継続 (N=8) | 4.38±0.71 | 3.38±0.89 | 4.13±0.72 |
| | 無職継続 (N=5) | 3.80±1.77 | 2.60±0.87 | 2.20±1.02 |

健康状態 (%)

| | とても健康 | まあまあ健康 | ふつう | あまり健康ではない | まったく健康ではない | 合計 |
|--------------------|-------|--------|------|-----------|------------|-------|
| 全体 (N=28) | | | | | | |
| 母子世帯前年 | 14.3 | 21.4 | 42.9 | 21.4 | 0.0 | 100.0 |
| 母子世帯1年目 | 10.7 | 17.9 | 50.0 | 21.4 | 0.0 | 100.0 |
| 常勤継続 (N=6) | | | | | | |
| 母子世帯前年 | 0.0 | 33.3 | 50.0 | 16.7 | 0.0 | 100.0 |
| 母子世帯1年目 | 0.0 | 16.7 | 83.3 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |
| パート継続 (N=8) | | | | | | |
| 母子世帯前年 | 25.0 | 0.0 | 50.0 | 25.0 | 0.0 | 100.0 |
| 母子世帯1年目 | 0.0 | 12.5 | 37.5 | 50.0 | 0.0 | 100.0 |
| 無職継続 (N=3) | | | | | | |
| 母子世帯前年 | 0.0 | 0.0 | 66.7 | 33.3 | 0.0 | 100.0 |
| 母子世帯1年目 | 0.0 | 0.0 | 66.7 | 33.3 | 0.0 | 100.0 |

**表7 有子有配偶継続世帯と母子継続世帯別にみた子どもの教育、子育て、健康状態
子どもの最終進学目標**

| | 定評のある大学 (4年制) | どこの大学でもよい (4年制) | 短大 | 専門学校 | 高校 | 合計 |
|----------------------|------------------|--------------------|-------|-------|-------|--------|
| 有子有配偶継続世帯 (N=413) | 39.0% | 22.0% | 3.4% | 9.9% | 25.7% | 100.0% |
| 母子継続世帯 (N=29) | 10.3% | 17.2% | 10.3% | 17.2% | 44.8% | 100.0% |

健康状態

| | とても健康 | まあまあ 健康 | ふつう | あまり健康では ない | まったく健康で はない | 合計 |
|----------------------------|-------|------------|-------|---------------|----------------|--------|
| 2002年 有子有配偶継続世帯 (N=840) | 16.1% | 39.4% | 37.3% | 7.0% | 0.2% | 100.0% |
| 母子継続世帯 (N=52) | 15.4% | 36.5% | 26.9% | 17.3% | 3.8% | 100.0% |
| 2003年 有子有配偶継続世帯 (N=840) | 9.9% | 40.0% | 38.8% | 11.0% | 0.4% | 100.0% |
| 母子継続世帯 (N=52) | 7.7% | 34.6% | 32.7% | 25.0% | 0.0% | 100.0% |
| 2004年 有子有配偶継続世帯 (N=840) | 8.8% | 38.3% | 40.4% | 12.0% | 0.5% | 100.0% |
| 母子継続世帯 (N=52) | 9.6% | 32.7% | 34.6% | 19.2% | 3.8% | 100.0% |

子どもの世話、子育ての相談

| | 有子有配偶継続世帯 (N=736) | 母子継続世帯 (N=40) |
|---------------------------|----------------------|------------------|
| 子どもの世話をしてくれる人なしの割合 | 6.0% | 17.5% |
| 子どもの世話をしてくれる人(近所の人)なしの割合 | 92.8% | 95.0% |
| 育児や子育ての相談ができる人なしの割合 | 1.9% | 7.5% |
| 育児や子育ての相談ができる人(近所の人)なしの割合 | 77.7% | 85.0% |

とができなくなり、クレジットカードのような個人の信用にかかわる制度での剥奪がみられる。パート継続の人については、常勤継続と同様の傾向がみられるものもあるが、それ以外の特徴的な点は健康状態である。無職継続の人は健康状態に変化がみられないのに対し、常勤継続の人は健康が改善した人とともに悪化した人もいて全体的には変化が少ないが、パート継続の人は全体的にみて健康が悪化の方向へ変化している。無職継続の人の特徴的な点は、心を打ち明けられる友人数であり、常勤継続やパート継続の人は仕事などの活動をとおして得られるためか全体的には大きな変化はみられないが、無職継続の人は母子世帯となることを通して低下し、それ以後も低下傾向にある。このように就業状況の変化別にみると、経済状況だけでは観察できない側面が明らかになった。

V むすびにかえて—今後の母子世帯の施策に向けて

本稿では、母子世帯の今後の施策に何が必要か検討するために、母子世帯前後の生活状況の変化を明らかにした。

まず、現在の施策のもとで母子世帯になったときの経済的貧困に陥る人の多さ、その困窮度、そしてあまりにも大きな経済的变化が明らかになった。またそれとともに、健康、生活様式、さらには社会関係にも变化が及んでいた。

さらに、これまでにも指摘されていた若い時点での就職に着目して、ここでは母子世帯前から常勤の人についてみると貧困率は低く、母子世帯となることによる経済的变化はそれ以外の就業形態をとる人よりも小さくなることも明らかになった。母子世帯後常勤を継続した場合、母子世帯1年目は貧困となってもその後は抜け出すことが可能で

あったのに対して、パートを継続した人は貧困から脱出することは難しい現状も明らかにした。幼い子どもを持っていても早期に常勤として働いた人は常勤継続が可能であるが、無職の人は新規に職に就くことは難しく就業したとしても就業移動がみられた。

次に、たとえ常勤を継続したとしても、母子世帯となるとこれまでの生活様式は維持できないことが明らかになった。これまで保有していた耐久消費財を持つ人の割合が低下するだけでなく、個人の信用ともかかわるクレジットカードの保有率も低下するという変化がある。また、ここでは質問項目とサンプル数の制限から、常勤継続者に限定して明らかにできなかったが、有子有配偶継続世帯に比べ、母子継続世帯全体に見られた子育ての相談相手がいない人がわずかであるもの多いこと、子どもの最終進学目標を大学とする人が少なく高校が多いこと、は母子世帯となることを通じて起きた可能性もあり、常勤継続でも生じるであろう。

こうした結果から、現在推進されようとしている「総合的」という視点からの母子世帯への施策は、「長期的」には重要であろう。まず、経済的变化、困窮度の緩和には、常勤で就業することが重要であったという結果から、IIでみたように現在も新たに事業が進められているが、今後はこれまで以上に自立支援策の新規事業を増やして積極的に推進していく必要がある。これに加え、①とくに母子世帯前に常勤でない場合の生活水準の大きな変化の経験と、一度低下してしまった後の脱出は非常に困難という実態、②母子世帯になった時の母の年齢は近年若くなっているとはいえる平均は35歳という状況で、就業を先延ばしすればするほど就業機会が減少してしまうという現実、③パート就業では生活水準の改善は困難という現状を考えると、母子世帯となる以前から積極的に、しかも迅速に就業施策を進めていかなければならないであろう。そのためにも、就業に結びつく適切な助言を受けることができるような相談支援機関が身近にあり、それを母子世帯になった後だけでなく母子世帯になる前にも気軽に利用できる体

制が望まれる。

そして同時に、子育てに対する支援についても、これまで講じられている保育事業をさらに拡充する必要がある。たとえば、迅速性が求められる就職のためにも、一時保育などをこれまで以上に充実させ、柔軟に対応することが求められる。また、就業継続のためには、病児保育など緊急時や一時的なサービスの充実が、保育所だけでなくNPOやインフォーマルな部門の組織も含めて対応できる仕組みが今後も必要である。これ以外に、学童期の子どもに対する放課後児童健全育成事業のさらなる推進が望まれる。

さらに、たとえ常勤継続をしていても、とくに生別母子世帯は、母子世帯となることで居移動をともなうこともあり、生活様式、社会関係などに変化が生じているという結果から、生活環境を安定させるために、住宅保障²⁴⁾を含めた総合的な施策の推進が今後も必要であろう。とくに子育てについては、母子世帯になることでその支援やネットワークが断ち切られて、地域社会のなかで親自身が孤立、さらには子どもまでもが孤立しないような子育て支援策の拡充が必要である。現在、子育てサービスは多様化しているが、これまでの就業継続のためのサービス、公的中心なサービスに加え、あらゆる資源を活用して社会全体で子育てできる社会を構築し、どのような環境変化が生じても地域社会で対処される必要がある。母子世帯となることで母の健康状態が悪化していたが、このような地域社会が形成されて緊急時にも対応が可能であれば、母にとっても子どもにとっても安心して生活を送ることが可能になるであろう。

なお、現在の社会では、常勤が重要でこれを進めようとしても厳しい状況で、男女間や、常勤とパート間の賃金格差も解消されていない。母子世帯の経済状況はむしろ悪化しているのであるから、自立・就業に向けた総合的な支援のもとでも、「短期的」には、やはり所得保障を重点項目として位置づけ、母子世帯となる（なった）時点にとくに配慮して施策を講じていく必要があるだろう。

最後に分析にあたっていくつかの課題があるが、一点だけ述べておきたい。今回の分析は母子世帯

前後の変化から今後の施策に向けての視点の模索をしたが、注16)にも述べたように、母子世帯前々年、あるいはそれ以前から継続して貧困の世帯がある。このような慢性的貧困の世帯、貧困が再生産されている世帯²⁵⁾は今後解決すべき問題として残されている。

注

- 1) 本稿の改訂にあたり、お茶の水女子大学の平岡公一教授、永瀬伸子助教授、国立社会保障・人口問題研究所の金子能宏氏、小島克久氏からいただいた有益なコメントに感謝いたします。
- 2) 過去の経緯については、藤原(1997)、濱本(1997)などを参照していただきたい。
- 3) 詳細は、厚生労働省「平成17年度版母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」を参照していただきたい。
- 4) 養育費については、1992年に日本弁護士連合会による「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」をはじめ、養育費の確保の必要性が言われていたが、諸外国に比べてその取り組みは遅れていた。養育費の確保の議論については、福田(1999)、島崎(2005)などが参考になる。また、養育費の経済学的視点から論じている駒村(2004)も参考になる。
- 5) ただし、1980年と1985年の調査では未婚は含まれていない。
- 6) 1978年度以前は「母」だけでなく「子どもの母のみならず姉、祖母又は伯(叔)母なども含まれる」とされており、「配偶者のない女子とその子どもからなる世帯」となっている。
- 7) 1998年度以降の数値が2003年度調査で出されており、1998年度調査では23.0%、2003年度調査では24.8%が親と同居している。
- 8) 公表されているものは、母子世帯となった時の母の年齢は10歳きぎみで示されているが、日本労働研究機構(2003年)では、平成10年度分について5歳きぎみの再集計が行われ、同じ30代でも新規に就職するにあたって年齢制限の対象となることが多い35~39歳で母子世帯になった人は30~34歳でなった人とほぼ同じ数となっている。
- 9) 「全国母子世帯等調査」では、1998年度以降、1世帯あたりの年間収入は示されているものの1人あたり世帯収入について記述がなくなってしまっている。
- 10) 図で示していない1983年度以前については、1961年度から1978年度調査まで就労率は85%前後で推移、1952年度と1956年度は90%以上となっている。親と同居している世帯は含まれていない「国勢調査」の就業率(不詳を除く)をみると、「全国母子世帯等調査」よりも低く、たとえば1995年は83.1%、2000年は82.5%であるが、いずれも80%を超えており就業率は高い。
- 11) 詳しくは、<http://www.kakeiken.or.jp/>を参照していただきたい。
- 12) 以下のそれぞれの結果は、その対象となる項目の変化がたどれる人に限定して出している。年収をたずねる項目の回答率は低いため、とくにこれに関する結果については分析となった対象者は少なくなっている。
- 13) 表では自営業は除いている。
- 14) このケースは離婚前から親と同居(妻方同居)しており、あとで述べる貧困倍率も継続して1.5を超えている。
- 15) 各世帯について、各世帯の構成、世帯員の年齢、所在地域などに応じて居宅(第1類)、居宅(第2類)、期末一時扶助、さらには妊婦加算、産婦加算、老齢加算、母子加算、児童養育加算、介護保険料加算、教育扶助、住宅扶助、基礎控除、勤労控除をあてはめていく。教育扶助については基準額と学級費等以外は文部科学省実施の「子どもの学習費調査」で得られた教科書費・教科書以外の図書費、学校給食費、通学費を、住宅扶助については都道府県・指定都市・中核市別の住宅扶助特別基準額をあてはめた。また、収入認定は月額で行われるため、「消費生活に関するパネル調査」で得られる年間収入を、調査該当年の「家計調査」の収入構成割合から賞与分を考慮して月額に直した。これにより得られた最低生活費の1.2倍を各世帯の貧困基準収入とし、これに占める各世帯の世帯収入を求めて、それを貧困倍率とした。
- 16) 母子世帯前々年も把握できる人について母子世帯前々年、母子世帯前年、母子世帯1年目の貧困倍率をみると、それぞれ20.0%、27.5%，80.0%となっていることから、母子世帯になる以前に経済状況が悪化する人もいる。
- 17) 母子世帯3年目までを利用したこと、所得に関する項目であったため、分析対象となるケ

表8 パネル調査でみた、母子世帯以外の世帯を100としたときの母子世帯の世帯収入、貧困倍率

| | 1994年 | 1995年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯収入 | 64.6 | 66.1 | 56.4 | 58.2 | 52.8 | 61.6 | 55.7 | 46.7 | 44.4 | 47.1 | 52.0 |
| 1人当たり世帯収入 | 62.5 | 60.4 | 56.7 | 53.3 | 55.1 | 61.1 | 58.8 | 50.9 | 51.6 | 50.8 | 53.8 |
| 貧困倍率 | 59.3 | 58.5 | 53.7 | 51.5 | 49.9 | 57.3 | 54.1 | 45.5 | 45.4 | 44.2 | 51.6 |

- ースは 22 人と少ない点に注意する必要がある。
- 18) 貧困世帯の割合が約 7 割と多数を占めているが、パネル調査の母子世帯回答者は表 8 に示すように、母子世帯以外の世帯と比較した経済状況が、III でみた「全国母子世帯等調査」の一般世帯と比較した母子世帯よりも全体として高くなっている。つまり、わが国全体でみると母子世帯の貧困率はこの表に示したものよりもさらに高く、以下に示す結果についてもこの点に留意する必要がある。
- 19) 後藤・阿部ほか (2004), 平岡編 (2001) などがある。
- 20) パネル調査を利用して経済的貧困と剥奪の関連を明らかにしたものとして、岩田・濱本 (2004) がある。
- 21) クレジットカード、エアコン、テレビ、車、パソコンは保有の有無、「悩みなど、心を打ち明けて話し合える友人」(2002 年までの質問項目) はその数、健康状態は「とても健康/まあまあ健康/ふつう/あまり健康ではない/まったく健康ではない」(2002 年から質問項目として設けられている) の変化である。
- 22) 子どもの最終進学目標の質問は経年項目でなく 1994 年、1997 年、2000 年、2004 年のみの項目である。「本人次第」を除いて 2004 年の有子有配偶継続世帯と母子継続世帯の差をみた。「子どもの世話をしてくれる人」、「育児や子育てについて相談ができる人」の有無についての質問は 15 歳以下の子どもがいる世帯を対象にしたもので、2003 年から新たに加えられた項目である。
- 23) この項目の分析対象になっている母親の年齢は、2002 年時点で有子有配偶継続世帯が 36.7 歳、母子継続世帯が 37.2 歳で差はない。
- 24) 公営住宅への優先入居などの施策が講じられているが、居住全体にかかる生活環境を改善するためには、住宅手当も視野に入れた住宅保障を進めていく必要があるだろう。
- 25) このような観点から論じているものとして青

木編著 (2003) がある。

参考文献

- 青木 紀編著 (2003) 『現代日本の「見えない」貧困－生活保護受給母子世帯の現実』、明石書店。
- 岩田正美・濱本知寿香 (2004) 「デフレ不況下の『貧困の経験』」樋口美雄・太田 清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況－デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』、日本経済新聞社, pp. 203-233。
- 後藤玲子・阿部 彩・橋木俊詔・八田達夫・埋橋 孝文・菊池馨実・勝又幸子 (2004) 「現代日本社会において何が〈必要〉か？－『福祉に関する意識調査』の分析と考察－」『季刊社会保障研究』第 39 卷第 4 号, pp. 389-402。
- 駒村康平 (2004) 「低所得世帯のリスクと最低所得保障」橋木俊詔編『リスク社会を生きる』、岩波書店, pp. 85-123。
- 島崎謙治 (2005) 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』、東京大学出版会, pp. 85-117。
- 永瀬伸子 (2003) 「母子世帯の母のキャリア形成、その可能性－『就業構造基本調査平成 9 年』を中心に」『母子世帯の母への就業支援に関する研究』、日本労働研究機構 No. 156, pp. 239-289。
- 日本労働研究機構 (2003) 『母子世帯の母への就業支援に関する研究』、調査研究報告書 No. 156。
- 濱本知寿香 (1997) 「母子福祉施策の地域比較」『季刊家計経済研究』第 33 号, pp. 50-61。
- 平岡公一編 (2001) 『高齢期と社会的不平等』、東京大学出版会。
- 福田素生 (1999) 『社会保障の構造改革－子育て支援重視型システムへの転換』、中央法規出版。
- 藤原千沙 (1997) 「母子世帯の所得保障と児童扶養手当」『女性と労働 21』第 23 号, pp. 6-28。
(はまもと・ちずか 大東文化大学助教授)